

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 9 号

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を
改正する規則

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（昭和 4 8 年函館市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 号中「が市内に居住し、かつ、その」を「であつて市内に居住するものの」に改め、「が遠隔地被扶養者証その他の被扶養者のための被保険者証を交付されている場合における当該被扶養者」を削る。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 5 1 条の 3 第 1 項に規定する書面その他の医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による記号および番号ならびに保険者名称が確認できるもの

第 4 条の見出しを「（受給者証の提示）」に改め、同条中「。以下同じ。」を削り、「受給者証を医療保険証とともに」を「医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者，加入者，組合員または被扶養者であることの確認を電子資格確認等（医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律に規定する電子資格確認等をいう。）により受給者が受ける際に，受給者証を」に改める。

第 5 条第 1 項中「受給者に」を「受給者（受給者がひとり親家庭等児童の場合は，保護者。以下同じ。）に」に改める。

別記第 1 号様式中「

被保険者証の 記号・番号

」を「

記号・番号

」に改める。

別記第 6 号様式中「

被保険者証の 記号・番号

」を「

記号・番号

」に改める。

附 則

- 1 この規則は，令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 1 号様式の規定に基づき提出されている申請書は，改正後の別記第 1 号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。